

12カ月完成
教職・一般教養

カリスマ講師の
講義動画で
分かる!

トレーニング動画 受講ノート

第3回 教育原理③ / 社会①



マークが付いているページの解説は、
「教セミちゃんねる」で講義動画を公開しています!

今すぐアクセス! ▶▶▶



◆掲載スケジュール

※内容は変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

年	月	教職教養		一般教養	
		分野	領域	分野	領域
2020	10月号	教育原理①	学習指導要領	人文①	国語
	11月号	教育原理②	生徒指導・学習評価・キャリア教育	人文②	英語
	12月号	教育原理③	特別支援教育・人権教育	社会①	日本史
2021	1月号	教育原理④	西洋教育史, 日本教育史	社会②	世界史
	2月号	教育心理①	発達, 学習, 評価	社会③	地理
	3月号	教育心理②	性格と適応, カウンセリング, 心理療法	社会④	政治経済
	4月号	教育法規①	教育の目的, 理念に関する法規	数学①	場合の数, 確率, 数と式
	5月号	教育法規②	学校教育に関する法規	数学②	関数とグラフ, 方程式
	6月号	教育法規③	教職員に関する法規	数学③	平面図形, 空間図形
	7月号	教育法規④	児童生徒に関する法規	理科①	物理
	8月号	教育時事①	最新の教育時事①	理科②	化学
	9月号	教育時事②	最新の教育時事②	理科③	生物, 地学

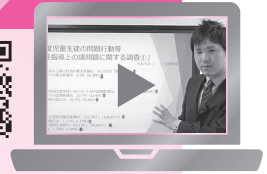
教員養成セミナー 2020年12月号

教育原理③

サブノートで
分かる!

特別支援教育 (概要)

(大西 圭介 帝京科学大学教職特命講師)



◆1



1. 聾学校
2. 知的障害児
3. 訪問教育
4. 通級による指導
5. 教育的ニーズ

1. 特別支援教育の始まり

① 特殊教育から特別支援教育へ

現在の日本では、障害のある児童生徒に対する教育を**特別支援教育**と呼んでいる。特別支援教育と呼ばれるようになってから、15年以上経つが、それ以前は、**特殊教育**と呼ばれていた。特殊教育から特別支援教育へと名称が変更された経緯を知ることで、特別支援教育の理念が理解できる。そのために特殊教育の歴史から解説していく。

② 特殊教育の成立と展開

特殊教育の成り立ちについて、「**21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～ (最終報告)**」(2001年1月 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議)を基に説明していく。

日本において公教育の一領域として障害児教育(特殊教育)が位置付けられたのは、1947年制定の**学校教育法**においてであり、**盲学校**、⁽¹⁾ **養護学校**、**特殊学級**が明確に位置付けられた。1956年には、盲学校、⁽¹⁾ の義務制が完成した。

一方、養護学校は、財政難等の理由から当初は義務化が見送られていた。養護学校では、主に⁽²⁾ を対象としていたが、義務制が開始されるまでの間は特殊学級にて教育を受けていた。また、障害の程度の重い者は、就学を猶予あるいは免除されていた。**養護学校は、1979年から義務化が実現し**、同年、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、家庭や医療機関等を訪問して教育を行う「⁽³⁾」が実施された。

その後、1993年には、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が通常の学級で教科等の授業を受けながら、**特別な指導を特別な場で行う**「⁽⁴⁾」が実施された。

このように、特殊教育については、児童生徒等の障害の種類、程度に応じて特別な配慮の下に特別な場できめ細かな教育を行うため、盲・聾・養護学校や特殊学級などの整備充実が図られてきた。

これに対し、近年は障害の種類や程度に着目するのではなく、障害のある児童生徒一人ひとりの⁽⁵⁾ に着目し、適切な指導や必要な支援を行うことが求められるようになり、特殊教育は特別支援教育に転換していくこととなった。

2. 特殊教育の転換

① 障害のある児童・生徒の教育を巡る変化

文部科学省が設置した「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」では、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（2003年3月 以下、2003年報告）の中で、ノーマライゼーションの進展などを背景として触れながら、障害のある児童・生徒の教育を巡って、主に次のような変化がみられると指摘した。

第一に、養護学校や**特殊学級**に在籍している児童・生徒が増加傾向にあること。第二に、(1) (LD)、(2) (ADHD)、**高機能自閉症**により学習や生活面で特別な支援を必要としている児童・生徒が、約6.3%の割合で通常学級に在籍している可能性があること。第三に、盲・聾・養護学校においては、移動、食事、排泄、衣服の着脱等に際して全面的に介助が必要になるなど、障害の重い者の割合が増しているほか、言語障害や(3)などを含む2つ以上の障害を併せ有する者の割合が増加していることである。

しかし、特殊教育は、これまで盲・聾・養護学校や特殊学級等に就学する児童生徒への教育が中心であったため、上述の変化に対して十分に対応できていたとは言えなかった。そのため2003年報告は、特殊教育から特別支援教育へと転換を図ることを提言した。

3. 特別支援教育の理念と制度

① 特別支援教育の理念

2003年報告の方向性は、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（2005年12月 中央教育審議会）に引き継がれ、特別支援教育の理念を「障害のある幼児児童生徒の(1)や**社会参加**に向けた**主体的な取組**を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の**教育的ニーズ**を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の(2)を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」とした。この答申を受け、2006年に**学校教育法**が改正され、2007年4月より、特別支援教育が開始された。

「特別支援教育の推進について（通知）」（2007年4月 文部科学省）によると、特別支援教育は、「これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、(3)のない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する**全ての学校**において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる**共生社会**の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」とある。

◆2



1. 学習障害
2. 注意欠陥多動性障害
3. 情緒障害

◆3



1. 自立
2. 困難
3. 知的な遅れ

- 4. 状態
- 5. 視覚障害者
- 6. 知的障害者
- 7. 準ずる
- 8. 自立活動
- 9. 情緒障害者

特別支援教育の制度

特別支援教育の対象となるのは、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害の児童生徒を含めた、障害のあるすべての子どもである。障害の(4)やニーズに応じて、**特別支援学校**、**特別支援学級**、**通級による指導**、通常学級で学ぶこととなる。以下でそれらを説明する。

特別支援学校

特別支援教育の開始により、盲・聾・養護学校は、**特別支援学校**へと一本化された。特別支援学校は、(5)、**聴覚障害者**、(6)、**肢体不自由者**、又は**病弱者**を対象とする学校である。その目的は、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に(7)教育を施すとともに、障害による学習上又は、生活上の(2)を克服し(1)を図るために必要な知識技能を授けること(学校教育法第72条)」である。特別支援学校の設置者は**都道府県**であり、原則として小学部・中学部を設置することとなっている。

また、特別支援学校には、幼稚園、小・中学校等に在籍する障害のある子ども達に対して、「必要な助言又は援助を行うよう努める義務(学校教育法第74条)」が課されている。

特別支援学校の小・中学部等の教育課程には、各教科や特別活動等に加えて、(8)という領域が設けられている。(8)は、**健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション**の6つの内容から構成される。

特別支援学級

特別支援学級とは、通級による指導や通常学級における指導では十分な指導の効果を上げることが(2)な児童・生徒のために小・中学校に設置される**少人数学級**をいう。特別支援学級には、**名称の特例**が認められている。指導の対象となるのは、(6)、**肢体不自由者**、**身体虚弱者**、**弱視者**、**難聴者**、**その他障害のある者**で、**特別支援学級において教育を行うことが適切なもの**、のいずれかに該当する児童・生徒である。

通級による指導

通級による指導とは、小・中学校等に在籍している比較的軽度の障害のある児童・生徒を対象として、主に各教科等を通常の学級で行いながら、特別の指導の場において、障害に応じた特別の指導を行う教育形態をいう。指導の対象となるのは、**言語障害者**、**自閉症者**、(9)、**弱視者**、**難聴者**、**学習障害者**、**注意欠陥多動性障害者**、**その他障害のある者**で**特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの**、のいずれかに該当する児童・生徒である。

◆4

4. 特別支援教育の準備

特別支援教育実施のための体制整備

「特別支援教育の推進について(通知)」では、特別支援教育を実施するための準備として、各学校においては、**校内委員会**の設置や、在籍してい

る児童・生徒の実態把握等、様々な体制の整備・取組みを行う必要があるとしている。以下、同通知の「3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」の重要な箇所を見ていく。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、(1) のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置する。校内委員会は、(1)、**教頭**、**特別支援教育コーディネーター**、(2)、(3)、**通級指導教室担当教員**、**特別支援学級教員**、**養護教諭**、**対象の幼児児童生徒の学級担任**、**学年主任**、その他必要と思われる者などで構成すること。なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

(1) は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「**特別支援教育コーディネーター**」に指名し、**校務分掌**に明確に位置付けること。特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・(4) の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、**保護者**からの相談窓口などの役割を担う。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、子ども達の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「**個別の指導計画**」を活用した一層の指導の充実を進めること。また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めることが求められる。

④ 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の違い

「個別の指導計画」と似ているのが「**個別の教育支援計画**」であるが、以下にその違いを記す。

個別の教育支援計画

「**個別の教育支援計画**」は、障害のある児童・生徒に対し、学校生活だけでなく**家庭生活**や**地域での生活**を含め、**長期的な視点**に立って一貫した支援を行うために作成されるものである。障害のある子ども達のニーズを把握し、家庭や医療機関、福祉施設等の関係機関と連携することを重視して作成される。

個別の指導計画

「**個別の指導計画**」は、子ども達の**障害の状態**等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における(5) や**指導計画**、各自の「個別の教育支援計画」を踏まえて、より具体的に、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画をいう。個別の指導計画は**学期・学年ごと**に作成される。



- 1. 校長
- 2. 教務主任
- 3. 生徒指導主事
- 4. 校内研修
- 5. 教育課程

教職教養

一般教養